# 新居浜市避難所運営における新型コロナウイルス感染症に関する基本方針

令和2年6月

新型コロナウイルスの感染が終息に向かうかどうか依然予断を許さないなか、災害が発生し、避難所を 開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過 ごすような空間(密閉空間・密集場所・密接場所)を回避するなど、感染症対策を徹底する必要がある。

そのため、避難所運営における新型コロナウイルス感染症に関する基本方針を定め、新たにすべき対応 策を取りまとめ、円滑な避難所運営に努める。

### 1 市民への広報

- ・市民が避難する前に準備、検討することを事前に周知 (市政だより・公民館報・ホームページ・コミュニティFM等による広報)
- ・自治会を通じた周知(連合自治会長会、チラシ等の配布)

#### (1)避難先の検討(分散避難)

新型コロナウイルス感染を恐れず命を守るために安全な場所への事前避難行動をとることを大前提とし、安全な親戚・知人宅、頑丈な建物であれば自宅避難も選択肢になるとともに、浸水に対しては垂直避難も選択肢になることから、ハザードマップ等で地域のリスクを確認の上、事前に家族等で十分話し合っておくことを周知する。

#### (2)避難の準備

避難する前に、自分や家族の健康状態を確認し、発熱等の症状がある方については「発熱・帰国者・接触者相談センター」(089-909-3483)へ相談するとともに、避難所へ向かう際は、可能な限りマスク、体温計、アルコール消毒液等の衛生用品を持参するよう周知する。

#### (3) 避難所での行動

避難所受付時から、避難者同士が十分な距離(概ね2m)をとり、受付で健康チェックを行う。避難所内でも接近を避け間隔を空けるとともに、手指消毒、咳エチケットなどを徹底し、定期的に体温を計測するなど、自らの体調管理を継続的にチェックし、発熱や咳等の症状が出ている(出た)場合には、速やかに避難所の担当者に報告するよう周知する。

#### 2 避難所運営に関する事前準備

#### (1)避難所運営職員等への事前の周知

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月(平成28年4月改訂)内閣府(防災担当))」、「避難所運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))」並びに「愛媛県新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所運営の留意点〜対策ガイドライン〜」及び「新居浜市公民館の避難所対応マニュアルを」基礎として、運営が行われるよう周知する。

## (2) 衛生用品等の備蓄の確認・拡充

避難所で使用する衛生用品等(マスク、ペーパータオル、消毒液、体温計、ビニール手袋、防護服(代用品レインコート)等)について確認する。

## (3) 避難所不足への対応

- ア 従来は、指定避難所のうち空調設備や和室などがある公民館及び交流センターから優先 して開設してきたが、占有場所の間隔(概ね2m)を確保すると、想定していた収容人数 を受け入れることができなくなることから、避難状況に応じて小中学校も開設し、できる 限り多くの避難所を開設する。
- イ 小・中学校体育館開設に備え、間仕切りテント等の備品やエアーマット、段ボールベッド等を購入し、可能な限り備蓄の拡充を行うとともに、熱中症対策としてスポットクーラーや扇風機等を備える。
- ウ 感染するリスクを恐れ、避難を躊躇することのないよう、避難勧告等が発令された地域 に住んでいる方が避難のためにホテル・旅館に宿泊した場合に、宿泊料、移動費用等の一 部を補助する。
- (4) 発熱や体調不良のある方への対応 避難所の別室に小規模な専用スペースを設け避難してもらい、保健師の配置を検討する。

#### 3 災害時の対応

- (1)避難所における感染症対策
  - ・避難所にいる方全員に毎日の検温と体調報告、ソーシャルディスタンスの確保をお願い する。
  - ・発熱や体調不良のある方が発生した場合は、保健師等と連携し医療機関を受診
  - ・手洗い、マスク常用を確認 (ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
  - ・飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない
- (2) 避難所の留意点
  - ・アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
  - ・数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
  - ・手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分はこまめに消毒
  - ・物品や食事の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避
  - ・ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄
- (3) 専用スペースにおける運営の留意点
  - ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーテーションや簡易テント等で仕切りを設置
  - ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施

(参考)

内閣府 H25.8(H28.4 改定)避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 内閣府 H28.4 避難所運営ガイドライン

内閣府 R2.4.1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

愛媛県 R2.4.30 新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所運営の留意点

愛媛県 R2.6 新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所運営の留意点〜対策ガイドライン〜 人と防災未来センターR2.4.23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト